

さいたま市告示第470号

さいたま市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月19日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する告示

さいたま市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別記様式（第5条関係） 高齢者日常生活用具給付可否決定通知書 [略] さいたま市長 [略]	別記様式（第5条関係） 高齢者日常生活用具給付可否決定通知書 [略] さいたま市長 印 [略]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。